3.9　ビルジ主管の内径dは、次の式で計算する。もつとも、ビルジ主管の実際の内径は、主管庁の認容する直近の標準寸法とすることができる。

$$d=25+1.68\sqrt{L(B+D)}$$

この場合において、

dは、ビルジ主管の内径とし、ミリメートルで表す。

L及びBは、この章の第二規則に定義する船舶の長さ及び幅とし、メートルで表す。

Dは、隔壁甲板までの船舶の型深さとし、メートルで表す。ただし、2.6.2の規定に従つて内部に排水し、船舶の全長に達する隔壁甲板上に閉囲された貨物区域を有する船舶においては、Dは、隔壁甲板の上方の甲板まで測るものとする。閉囲された貨物区域が船舶の全長より短い長さである場合において、Dは、隔壁甲板までの型深さに$\frac{lh}{L}$を加えたものとし、l及びhがそれぞれ閉囲された貨物区域の長さ及び高さとし、メートルで表す。

3.10　ビルジ支管の内径は、主管庁の定める要件に適合するものでなければならない。

ビルジ吸水管を備える区画室が、衝突又は乗揚げにより他の区画室内でその管が切断され、又は他の損傷を受けた場合に、浸水することを防止するための措置をとる。このため、管のいずれかの部分が船側から船舶の幅（この章の第二規則に定義するもの）の五分の一に相当する距離（最高区画満載喫水線の水平面において中心線に対し直角に測る。）よりも船側寄りにある場合又はダクト・キール内にある場合には、開放端のある区画室内の管に逆止弁を取り付ける。

3.11　ビルジ排水設備に連結する分管箱、コック及び弁は、浸水した場合に、一の動力ビルジ・ポンプがいずれの区画室に対しても作動し得るように措置をとる。さらに、ビルジ主管に連結するポンプ又はその管であつて船側から船舶の幅の五分の一に相当する距離より船側寄りにあるものが破損した場合にも、ビルジ管系が機能を停止しないようにする。すべての動力ビルジ・ポンプに共通な一の管系のみを備える場合には、ビルジ吸水管の制御に必要な弁は、隔壁甲板の上方から操作することができるものでなければならない。主ビルジ排水系のほかに非常ビルジ排水系を備える場合には、その非常ビルジ排水系は、主ビルジ排水系から独立したものでなければならず、1に定める浸水状態にあるいずれの区画室に対してもポンプが作動し得るように措置をとる。この場合には、非常ビルジ排水系の操作に必要な弁のみが隔壁甲板の上方から操作し得るようになつていれば足りる。

3.12　3.11にいう隔壁甲板の上方から操作し得るコック及び弁の制御装置については、操作する場所に明確な表示をし、かつ、開けてあるか閉じてあるかを示すための装置を設ける。

4　貨物船

ビルジ主管に連結する少なくとも二の動力ポンプを設ける。そのうちの一は、主機により駆動させることができる。船舶の安全が損なわれないと主管庁が認める場合には、特定の区画室のビルジ排水設備を省略することを許すことができる。

七　第二―一章D部第四十一規則5の次に6として次のように加える。（平成二十二年七月一日効力発生）

6　旅客船においては、補助照明は、乗員が戸への通路を見つけることができるように出口を明らかに示すためにすべてのキャビンに備えるものとする。当該照明は、非常電源に接続することができ、又は各キャビンにおいて自己起電の非常電源を有することができるものとし、キャビンの通常の照明への電源供給が停止したときに自動的に作動し、及び少なくとも三十分間作動し続けなければならない。

八　第二―一章D部第四十五規則の表題の次に次の一文を加える。（平成十八年七月一日効力発生）

（この第四十五規則10及び11は、二千七年一月一日以後に建造された船舶について適用する。）

九　第二―一章D部第四十五規則10を次のように改める。（平成十八年七月一日効力発生）

10　引火性のガスがたまりやすい場所（例えば、主として蓄電池用に充てる区画室、塗料庫、アセチレン庫又はこれらと類似の場所）には、主管庁が次の要件に適合すると認める電気設備以外の電気設備は、取り付けてはならない。

.1　運航上不可欠なものであること。

.2　引火性のガスを発火させない型のものであること。

.3　当該場所に適切なものであること。

.4　生ずる可能性がある粉じん、蒸気又はガスの中で安全に使用することができるものとして適当に証明されたものであること。

十　第二―一章D部第四十五規則10の次に11として次のように加える。（平成十八年七月一日効力発生）

11　タンカーにおいては、電気設備、ケーブル及び配線は、これらが国際海事機関が認める基準を下回らないものに適合する場合を除くほか、危険な場所に設置してはならない。ただし、当該基準の適用の対象とならない場所について、同等の安全水準が保障されることを確保するため、主管庁が認める危険性の評価に基づき、当該基準に適合しない電気設備、ケーブル及び配線を危険な場所に設置することができる。

十一　第二―一章D部第四十五規則11を12とする。（平成十八年七月一日効力発生）

十二　第二―一章第五十四規則の次にF部として次のように加える。（平成二十一年一月一日効力発生）

F部　代替的な設計及び配置

第五十五規則　代替的な設計及び配置

1　目的

この第五十五規則は、機関及び電気設備についての代替的な設計及び配置に関する方法を定めることを目的とする。

2　総則

2.1　機関及び電気設備の設計及び配置は、代替的な設計及び配置が関係要件の意図を満たし、並びにこの章と同等の水準の安全性を備える場合には、C部からE部までに定める要件から逸脱することができる。

2.2　代替的な設計及び配置がC部からE部までに定める要件を逸脱する場合には、当該設計及び配置の工学的解析、評価及び承認は、この第五十五規則の規定に従つて実施する。

3　工学的解析

工学的解析は、国際海事機関が作成する指針に基づき、主管庁のために作成され、主管庁に対して提出されるものとし、少なくとも次に掲げる要素を含める。

.1　関係する船舶の型式、機関及び電気設備並びに関係する区域の決定

.2　当該機関及び電気設備が適合しない規定上の要件の特定

.3　提案された設計が他の認定された工学上又は産業上の基準に適合することによつて支援される規定上の要件を満たすことがない理由の特定

.4　関連する規定上の要件によつて対応する船舶、機関及び電気設備又は区域についての性能基準の決定

.1　性能基準は、C部からE部までの関連する規定上の要件を下回らない水準の安全性を定める。

.2　性能基準は、数値化されたもの及び測定可能なものとする。